

事務連絡
令和5年2月1日

市内病院
介護保険施設
グループホーム
有料老人ホーム
軽費老人ホーム
養護老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
小規模多機能居宅介護 各位

岡山市 保健福祉局高齢福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定（更新申請）の臨時的な取扱いについて

日ごろから、本市の介護保険行政にご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和2年2月18日及び令和2年4月7日付厚生労働省老人保健課事務連絡の発出を受け、被保険者の更新申請において、新型コロナウイルス感染症の影響により「面会が困難な場合」に、申出書の提出により、認定調査を行うことなく、従来の要介護認定及び要支援認定の有効期間に新たに12ヶ月を合算することとしてまいりました。

この度、令和4年10月14日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」が発出されたことを受け、本市の取扱いを以下のとおりといたします。

- 1 令和2年5月8日付本市事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定（更新申請）の臨時的な取扱いについて」による取扱い（以下「臨時的な取扱い」という。）は、原則として、要介護認定及び要支援認定の有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できることとし、令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施することといたします。

- 2 例外的に、「施設・病院等が訪問調査等を禁止している場合」は、要介護認定及び要支援認定の有効期間満了日が令和6年3月31日までの被保険者に限り、引き続き臨時的な取扱いの適用を認めるものいたします（手続きも同様）。
- 3 新規申請及び区分変更申請の場合、また、2の場合であっても施設職員による認定調査が可能な場合は、臨時的な取扱いの適用対象となりません。
- 4 上記の内容については、今後、国からの通知等により取扱いが変更となる場合があります。

問い合わせ

介護保険課管理係 086-803-1240

各福祉事務所介護サービス係